

岡山市公衆衛生功労者表彰要領

1. 趣 旨

この要領は、岡山市表彰条例（昭和36年市条例第3号）第2条第2項の規定に基づき、公衆衛生事業の発展のため、多年にわたって、献身的な活動を続け、その功績が特に顕著で優秀なものに対して表彰することによって、その功労に報いるとともに、その事業に関わるものの模範たらしめ、もってその事業の進展を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

2. 表彰の種類

表彰の種類は市長表彰及び保健所長表彰とする。ただし、母子愛育事業功労及び栄養改善事業功労のうち周年記念大会において表彰するものは市長感謝状とする。

3. 表彰の対象

本市の公衆衛生事業に多年にわたって従事し、その功績が顕著である個人若しくは団体又は、研究、発明、発見等、公衆衛生全体の向上に寄与した個人若しくは団体を対象とし、別紙(1)の「対象者」欄に掲げるものとする。ただし、本市職員は表彰の対象としない。

4. 表彰の基準

被表彰の候補者又は候補団体の推薦は、本市の公衆衛生事業に携わり、かつ、別紙(1)の「表彰基準」欄に掲げるものに該当すること。

ただし、選考委員会において、特に必要と認めたときはこの限りでない。

5. 被表彰者の推薦及び決定

(1) 保健所は、被表彰候補者、候補団体又は施設ごとに別紙様式(1)、(2)、(3)の推薦調書を作成し、選考委員会へ推薦する。ただし、地域医療事業功労、救急医療事業功労及び献血運動推進協力については、本庁主務課が推薦調書を作成し、選考委員会へ推薦する。

(2) 選考委員会は、上記推薦調書により被表彰者を決定する。

(3) 母子愛育事業功労（愛育委員関係）、栄養改善事業功労（栄養委員関係）については、保健所健康づくり課が推薦調書を作成し、選考委員会へ推薦する。

6. 選考委員会

(1) 選考委員会は、次の職にあるものをもって構成する。

保健福祉局長 保健福祉局感染症対策担当局長 保健政策担当部長
医療政策推進課長 保健管理課長 食肉衛生検査所長 保健所長
保健所総務課長 保健所感染症対策課長 保健所健康づくり課長
保健所衛生課長 保健所衛生検査センター長 ころの健康センター長

(2) 選考委員会の事務は、保健管理課で行う。ただし、母子愛育事業功労（愛育委員関係）、栄養改善事業功労（栄養委員関係）については、保健所健康づくり課で行う。

7. 表彰の時期

表彰は、原則として別紙(1)の「表彰時期」欄に掲げる場において毎年度実施する。ただし、母子愛育事業功労及び栄養改善事業功労のうち周年記念大会において表彰するものは大会開催時に表彰する。

8. 表彰の方法

表彰は、市長及び保健所長が表彰状に金品を添えて贈呈する。

9. その他

- (1) 表彰の順序は、原則として保健所長表彰，市長表彰，知事表彰（感謝状），大臣表彰，叙勲・褒章の順に行うものとする。ただし，母子愛育事業功労及び栄養改善事業功労のうち周年記念大会において表彰するものは除く。

保健所長表彰 → 市長表彰 → 知事表彰 → 大臣表彰 → 叙勲・褒章

- (2) 保健所長表彰を受賞した者は受賞した年の翌年度の市長表彰の対象としない。

- (3) 平成21年度以前に市長表彰を受賞した者の次順の表彰は県保健福祉部長表彰とする。

市長表彰 → 県保健福祉部長表彰 → 知事表彰 → 大臣表彰 → 叙勲・褒章

（平成21年度以前）

- (4) 県保健福祉部長表彰以上の県への推薦については，保健所及び本庁主務課からの推薦に基づき，本庁主務課で調整し，県へ提出する。

附 則

この要領は，平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成8年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成9年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成10年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成10年7月17日から施行する。

附 則

この要領は，平成12年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成13年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成14年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成15年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成16年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成17年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成18年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成19年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成20年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成21年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成22年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成22年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成22年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は，平成24年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成26年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成27年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成31年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度の表彰から適用する。

別紙（１） 表彰種別・基準一覧表

（R3改正後）

功労別	表彰時期	対象者	保健所長表彰 表彰基準	市長表彰 表彰基準
公衆衛生事業功労	保健所運営委員会	個人 団体（地区組織、関係団体等）	現に公衆衛生事業に従事しており、本市の公衆衛生事業に8年以上従事し、その功績が顕著である個人若しくは団体で、個人にあっては次の各号に該当する者。 1 本市の公衆衛生事業に功労のある公益的、公共的な各種団体の理事、会長等を8年以上歴任する等、本市の公衆衛生事業に協力していること。 2 年齢45才以上の現職であること。 ※詳細は「功績に係る従事年数の考え方」を参照。	現に公衆衛生事業に従事しており、本市の公衆衛生事業に10年以上従事し、その功績が顕著である個人若しくは団体で、個人にあっては次の各号に該当する者。 1 本市の公衆衛生事業に功労のある公益的、公共的な各種団体の理事、会長等を10年以上歴任する等、本市の公衆衛生事業に協力していること。 2 年齢50才以上の現職であること。 ※詳細は「功績に係る従事年数の考え方」を参照。
へき地医療事業功労	保健所運営委員会	個人（医師、歯科医師）	現にへき地及び離島の診療所等に勤務する個人又は開業医として、8年以上へき地医療事業に従事し、へき地医療及び保健衛生の向上に功績のあった年齢45才以上の者。 現にへき地医療に従事しており、へき地及び離島の住民に対し、8年以上医療に接する機会を与え、へき地医療及び保健衛生の向上に功績のあった個人で、年齢45才以上の者。	現にへき地及び離島の診療所等に勤務する個人又は開業医として、10年以上へき地医療事業に従事し、へき地医療及び保健衛生の向上に功績のあった年齢50才以上の者。 現にへき地医療に従事しており、へき地及び離島の住民に対し、10年以上医療に接する機会を与え、へき地医療事業に従事し、へき地医療及び保健衛生の向上に功績のあった個人で、年齢50才以上の者。
		個人（保健師、助産師、看護師、准看護師）	現にへき地及び離島の診療所等において、15年以上へき地医療事業に従事し、へき地医療の向上に功績があり他の模範となる個人で、年齢45才以上の者。	現にへき地及び離島の診療所等において、20年以上へき地医療事業に従事し、へき地医療の向上に功績があり他の模範となる個人で、年齢50才以上の者。
地域医療事業功労	保健所運営委員会	個人（医師、歯科医師）	現に病院、診療所等に勤務する個人又は開業医として、15年以上地域医療事業に従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績があり他の模範となる個人で、年齢45才以上の者。	現に病院、診療所等に勤務する個人又は開業医として、20年以上地域医療事業に従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績があり他の模範となる個人で、年齢50才以上の者。
		個人（医療関係従事者。但し、医師・歯科医師を除く）	現に病院、診療所、薬局及び看護師養成所等において、15年以上地域医療事業に従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績があり他の模範となる個人で、年齢45才以上の者。	現に病院、診療所、薬局及び看護師養成所等において、20年以上地域医療事業に従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績があり他の模範となる個人で、年齢50才以上の者。
		個人（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師）	現にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師として15年以上従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績がある個人で、年齢45才以上の者。	現にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師として20年以上従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績がある個人で、年齢50才以上の者。
救急医療事業功労	保健所運営委員会	個人（医師、歯科医師）	現に救急医療に従事しており、救急医療体制の整備に貢献する等、救急医療に関する功績が顕著な個人で、年齢45才以上の者。	現に救急医療に従事しており、救急医療体制の整備に貢献する等、救急医療に関する功績が顕著な個人で、年齢50才以上の者。
		団体	現に救急医療に関する業務に8年以上従事し、救急医療への貢献又は普及啓発等による救急医療に関する功績が顕著な団体。	現に救急医療に関する業務に10年以上従事し、救急医療への貢献又は普及啓発等による救急医療に関する功績が顕著な団体。
		個人（医療関係従事者。但し、医師・歯科医師を除く）	現に救命救急センター等において、救急業務に4年以上従事し、救急業務に関する功績が顕著な個人で、年齢35才以上の者。	現に救命救急センター等において、救急業務に5年以上従事し、救急業務に関する功績が顕著な個人で、年齢40才以上の者。

功労別	表彰時期	対象者	保健所長表彰 表彰基準	市長表彰 表彰基準
母子愛育事業功労	愛育委員協議会 総会	個人（愛育委員） 団体（愛育委員会）	次の各号のいずれにも該当する個人若しくは団体。 1 愛育委員活動、家族計画事業、母子愛育事業、並びに組織の普及向上、その他公衆衛生事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人若しくは団体 2 業務に従事した期間が8年以上で、個人にあっては年齢45才以上で、現職にある者	次の各号のいずれにも該当する個人若しくは団体。 1 愛育委員活動、家族計画事業、母子愛育事業、並びに組織の普及向上、その他公衆衛生事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人若しくは団体 2 業務に従事した期間が10年以上で、個人にあっては年齢50才以上で、現職にある者
	愛育委員協議会 周年記念大会	個人（愛育委員）		（市長感謝状） 愛育委員活動に関する功績が顕著な個人であり、15年以上業務に従事した者。
	保健所運営委員会	個人（助産師等） 団体（おやこクラブ等）	次の各号のいずれにも該当する個人若しくは団体。 1 愛育委員活動、家族計画事業、母子愛育事業、並びに組織の普及向上、その他公衆衛生事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人若しくは団体 2 業務に従事した期間が8年以上で、個人にあっては年齢45才以上で、現職にある者	次の各号のいずれにも該当する個人若しくは団体。 1 愛育委員活動、家族計画事業、母子愛育事業、並びに組織の普及向上、その他公衆衛生事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人若しくは団体 2 業務に従事した期間が10年以上で、個人にあっては年齢50才以上で、現職にある者
栄養改善事業功労	栄養委員協議会 総会	個人（栄養委員） 団体（栄養改善協議会）	栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に8年以上従事し、顕著な功績があったと認められる個人で、年齢45才以上で、現職にある者。 または地区住民の健康を保持増進するため食生活改善を積極的に推進して顕著な成果をあげており他の模範とすべき団体で、功績に係る従事年数が8年以上であるもの。	栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に10年以上従事し、顕著な功績があったと認められる個人で、年齢50才以上で、現職にある者。 または地区住民の健康を保持増進するため食生活改善を積極的に推進して顕著な成果をあげており他の模範とすべき団体で、功績に係る従事年数が10年以上であるもの。
	栄養委員協議会 周年記念大会	個人（栄養委員）		（市長感謝状） 栄養委員活動に関する功績が顕著な個人であり、15年以上業務に従事した者。
	保健所運営委員会	個人（栄養士）	次の1又は2に該当する者。 1 現在栄養士の免許を有するものであって、栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 （1）栄養改善関係団体の役職従事年数が8年以上であること。 （2）年齢が45才以上であること。 （3）現職にある者。 2 栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があったと認められる者。	次の1又は2に該当する者。 1 現在栄養士の免許を有するものであって、栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 （1）栄養改善関係団体の役職従事年数が10年以上であること。 （2）年齢が50才以上であること。 （3）現職にある者。 2 栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があったと認められる者。
栄養指導業務功労	保健所運営委員会	個人（栄養士）	現在栄養士の免許を有する者であって、常に第一線にあって実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が15年以上であること。 2 年齢が45才以上であること。 3 現職にある者。	現在栄養士の免許を有する者であって、常に第一線にあって実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が20年以上であること。 2 年齢が50才以上であること。 3 現職にある者。

功労別	表彰時期	対象者	保健所長表彰 表彰基準	市長表彰 表彰基準
優良特定給食施設	保健所運営委員会	施設（特定給食施設）	給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設（市・県・国立及び独立行政法人の特定給食施設を除く）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 1 特定給食施設としての実績を8年以上有する施設で、栄養改善の効果が顕著であるもの。 2 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされているもの。 3 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。 4 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。 5 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果がよく、かつ過去に行政処分を受けたことがないもの。	給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設（市・県・国立及び独立行政法人の特定給食施設を除く）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 1 特定給食施設としての実績を10年以上有する施設で、栄養改善の効果が顕著であるもの。 2 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされているもの。 3 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。 4 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。 5 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果がよく、かつ過去に行政処分を受けたことがないもの。
がん征圧事業功労	保健所運営委員会	個人	次の各号の一に該当する者。 1 がん征圧の普及啓発、がん予防事業、その他公衆衛生事業に従事し、その功績が顕著な者。 2 がんの早期発見、早期治療を目的とした検診及び医療技術の向上に努め、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績が認められた者。 3 1及び2の業務に従事した期間は、原則として8年以上で年齢45才以上の者。	次の各号の一に該当する者。 1 がん征圧の普及啓発、がん予防事業、その他公衆衛生事業に従事し、その功績が顕著な者。 2 がんの早期発見、早期治療を目的とした検診及び医療技術の向上に努め、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績が認められた者。 3 1及び2の業務に従事した期間は、原則として10年以上で年齢50才以上の者。
		団体	次の各号の一に該当する団体。 1 がん予防事業の普及啓発、その他公衆衛生事業の推進を4年以上実施し、著しい功績があった団体。 2 がんの早期発見、早期治療を目的として検診及び医療技術の向上に努め、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績があった団体。	次の各号の一に該当する団体。 1 がん予防事業の普及啓発、その他公衆衛生事業の推進を5年以上実施し、著しい功績があった団体。 2 がんの早期発見、早期治療を目的として検診及び医療技術の向上に努め、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績があった団体。
精神保健福祉事業功労	保健所運営委員会	個人	次の各号のいずれにも該当する者 1 現に精神保健福祉事業に従事していること。 2 精神保健福祉事業に8年以上従事し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。 3 年齢が45才以上であること。	次の各号のいずれにも該当する者 1 現に精神保健福祉事業に従事していること。 2 精神保健福祉事業に10年以上従事し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。 3 年齢が50才以上であること。
		団体	次の各号のいずれにも該当する団体 1 現に精神保健福祉事業を実施していること。 2 精神保健事業を8年以上実施し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。	次の各号のいずれにも該当する団体 1 現に精神保健福祉事業を実施していること。 2 精神保健事業を10年以上実施し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。

功労別	表彰時期	対象者	保健所長表彰 表彰基準	市長表彰 表彰基準
生活衛生関係功労	保健所運営委員会	個人	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第2条第1項に規定する営業(食品衛生功労を除く)に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者で、次の各号に該当する者。 1 功績に係る事業従事年数が8年以上であること。 2 年齢が45才以上であること。	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第2条第1項に規定する営業(食品衛生功労を除く)に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者で、次の各号に該当する者。 1 功績に係る事業従事年数が10年以上であること。 2 年齢が50才以上であること。
建築物環境衛生功労	保健所運営委員会	個人	建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。 1 功績に係る従事年数が8年以上であること。 2 年齢が45才以上であること。	建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。 1 功績に係る従事年数が10年以上であること。 2 年齢が50才以上であること。
調理師関係功労	保健所運営委員会	個人	1 調理師組織功労 調理師の資質向上、組織活動を通じ、調理師制度の発展向上のため特に顕著な功績があった個人で、次の各号に該当する者。 (1) 功績に係る従事年数が8年以上であること。 (2) 年齢が45才以上であること。 2 調理業務功労 現に調理師免許を有する者であって、常に第一線で実際の調理業務に従事し、かつ指導的立場から調理技術の発展及び調理師の資質向上に特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。 (1) 功績に係る従事年数が15年以上であること。 (2) 年齢が45才以上であること。	1 調理師組織功労 調理師の資質向上、組織活動を通じ、調理師制度の発展向上のため特に顕著な功績があった個人で、次の各号に該当する者。 (1) 功績に係る従事年数が10年以上であること。 (2) 年齢が50才以上であること。 2 調理業務功労 現に調理師免許を有する者であって、常に第一線で実際の調理業務に従事し、かつ指導的立場から調理技術の発展及び調理師の資質向上に特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。 (1) 功績に係る従事年数が20年以上であること。 (2) 年齢が50才以上であること。
食品衛生功労	保健所運営委員会	個人	食品衛生の普及向上若しくは、食品衛生に関する発明、発見又は食品衛生行政に対する協力、業界の育成指導等に特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。 1 食品関係の功績に係る従事年数が8年以上であること。 2 年齢が45才以上であること。	食品衛生の普及向上若しくは、食品衛生に関する発明、発見又は食品衛生行政に対する協力、業界の育成指導等に特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。 1 食品関係の営業歴が10年以上であること、又は食品関係団体における業界の指導育成等の功績に係る事業従事年数が15年以上であること。 2 年齢が50才以上であること。
食品衛生優良施設	保健所運営委員会	個人(施設)	施設が特に優秀であり他の模範とすべきもので、次の各号に該当するもの。 1 営業年数が8年以上であること。 2 対象となる施設が建築後営業を開始してから、満2年以上経過しているもの。 3 過去8年間に於いて食中毒等の行政処分を受けたことがない事	施設が特に優秀であり他の模範とすべきもので、次の各号に該当するもの。 1 営業年数が10年以上であること。 2 対象となる施設が建築後営業を開始してから、満3年以上経過しているもの。 3 過去10年間に於いて食中毒等の行政処分を受けたことがない事

功労別	表彰時期	対象者	保健所長表彰 表彰基準	市長表彰 表彰基準
狂犬病予防事業功労	保健所運営委員会	個人	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)及び岡山市動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年岡山市条例第41号)に基づく行政に積極的に協力し、功績が顕著な個人で、次の各号に該当する者。 1 狂犬病予防事業に8年以上従事し、本市の行政に積極的に協力したこと。 2 年齢が45才以上であること。	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)及び岡山市動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年岡山市条例第41号)に基づく行政に積極的に協力し、功績が顕著な個人で、次の各号に該当する者。 1 狂犬病予防事業に10年以上従事し、本市の行政に積極的に協力したこと。 2 年齢が50才以上であること。
水道関係功労	保健所運営委員会	個人 団体	水道の普及発展、水道に関する有益な調査、研究、技術の改善若しくは発明、発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績があった個人若しくは団体及び水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事務に従事し、顕著な功績があった個人で、次の各号に該当する者。 1 水道関係事業従事年数が8年以上であること。 2 個人にあっては、年齢が45才以上であること。	水道の普及発展、水道に関する有益な調査、研究、技術の改善若しくは発明、発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績があった個人若しくは団体及び水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事務に従事し、顕著な功績があった個人で、次の各号に該当する者。 1 水道関係事業従事年数が10年以上であること。 2 個人にあっては、年齢が50才以上であること。
麻薬覚醒剤事業功労	保健所運営委員会	個人 団体	次の各号の一に該当する個人若しくは団体。 1 麻薬・覚醒剤乱用防止及び麻薬行政の推進に関する業務に8年以上携わり、顕著な功績があったもの。ただし個人の場合は、年齢45才以上の者。 2 その他麻薬・覚醒剤乱用防止及び麻薬行政に関し特に顕著な功績があったもの。	次の各号の一に該当する個人若しくは団体。 1 麻薬・覚醒剤乱用防止及び麻薬行政の推進に関する業務に10年以上携わり、顕著な功績があったもの。ただし個人の場合は、年齢50才以上の者。 2 その他麻薬・覚醒剤乱用防止及び麻薬行政に関し特に顕著な功績があったもの。
献血運動推進協力	保健所運営委員会	団体	次の各号の一に該当する団体。 1 組織的に献血に協力し、その実績(原則として年2回以上献血に協力している等)が、特に優秀で他の模範とするにたる団体。 ただし構成員がおおむね50名以上のもの。 2 献血の受入施設等の整備に積極的に協力し、献血推進に寄与するところが大きく、他の模範となるもの。 3 献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、献血運動の推進に寄与するところが大きく、他の模範となるもの。	
薬事功労	保健所運営委員会	個人 団体	次の各号の一に該当する個人若しくは団体。 1 優秀な医薬品等の発明、発見又は国産化に功労のあったもの。 2 薬事衛生の普及又は向上に特に貢献したもの。 3 薬事行政に協力し、特に功績のあったもの。 4 薬事関係業界の指導育成に特に功労のあったもの。 5 上記2, 3, 4に該当する個人にあっては、功績に係る従事年数が8年以上で、かつ年齢45才以上の者。	次の各号の一に該当する個人若しくは団体。 1 優秀な医薬品等の発明、発見又は国産化に功労のあったもの。 2 薬事衛生の普及又は向上に特に貢献したもの。 3 薬事行政に協力し、特に功績のあったもの。 4 薬事関係業界の指導育成に特に功労のあったもの。 5 上記2, 3, 4に該当する個人にあっては、功績に係る従事年数が10年以上で、かつ年齢50才以上の者。